

2018年1～9月のGDP成長率は6.7%

～下振れ圧力が増大、政策調整が開始

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス	2
2018年1～9月のGDP成長率は6.7%～下振れ圧力が増大、政策調整が開始	2
【GDP】1～9月のGDP成長率は前年同期比6.7%増	2
【鉱工業】一定規模以上工業企業の付加価値ベース生産高は前年同期比6.4%増	2
【投資】固定資産投資は5.4%増、インフラ投資が連続低下、製造業投資が回復、民間投資が好調	2
【不動産】不動産開発投資は前年同期比9.9%増	3
【貿易】貿易総額は前年同期比15.7%増	3
【消費】社会消費財小売総額は前年同期比9.3%増	4
【物価】CPIは前年同期比2.1%上昇、PPIは同4.0%上昇	5
【所得】1人当たり可処分所得は前年同期比8.8%増	5
【金融】マネーサプライは8.3%増とやや改善、社会融資額が連続減少	5
【FDI】対中直接投資額は前年同期比6.4%増加	6
【ODI】対外直接投資は前年同期比5.1%増加	6
【財政】財政収入は前年同期比8.7%増、財政支出は同7.5%増	6
【生産面】工業生産が低迷、自動車製造が低下、ハイエンド製造業の伸びが顕著	7
【需要面】製造業投資と消費が回復、輸出は加速	7
【金融面】金融調節で実体経済を支援	8
【付表】経済指標一覧	9
人事労務コンサルティング情報/中智上海	10
社会保険料納付の合意に関するQ&A～	10
▶ 社会保険料の未納を理由に、労働違約を解除して経済補償金を請求されるケースがあります。会社側に悪意が無い場合であっても、会社に対し必ず経済補償金の支払い義務があるのでしょうか。	
君合の中国法コラム	12
「偽装労務請負」に関する法的問題の分析	12
▶ 中国政府は、派遣労働者の保護を目的として、2012年に「労務契約法改正版」、2014年に「労務派遣暫定規定」を相次いで公布した。これらの法令により、派遣先企業は、臨時性、補助性、又は代替性を有するポストにしか労務派遣を使用できなくなり、また派遣労働者の総数も全従業員数の10%を超えてはならないとされた。「労務派遣暫定規定」の実施が徹底されるにつれ、労務派遣の三原則を満たさない場合は派遣労働者を雇用できなくなった。この規制を回避するために、実務において労務請負を利用して派遣労働者を雇用する方向に切り替えた企業が少なくないが、当該行為は「労務請負を装った労務派遣」であるため、様々なリスクを内包している。本稿では、労務請負と労務派遣の区別、偽装労務請負の判定基準及び法的リスクについて紹介する。	
三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2018年10月)	14

メインピックス

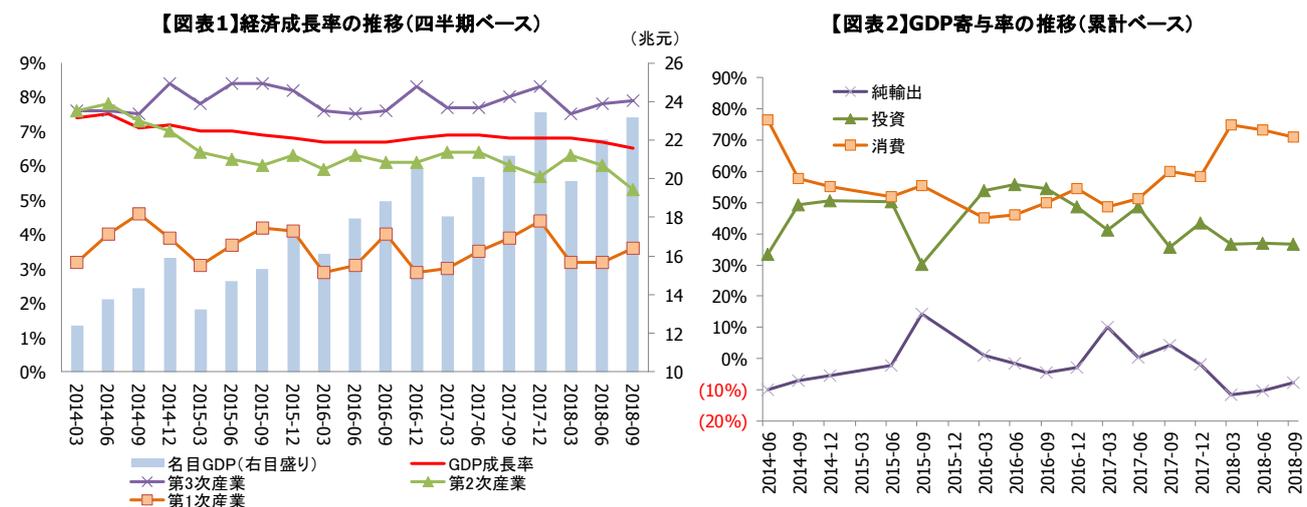
2018年1～9月のGDP成長率は6.7%～下振れ圧力が増大、政策調整が開始

I. 経済指標

【GDP】1～9月のGDP成長率は前年同期比6.7%増

2018年1～9月の国内総生産(GDP)は65兆899億元であり、前年同期比の実質成長率は6.7%に達した。そのうち、第3四半期(7～9月)の実質成長率は6.5%と、第2四半期より0.2ポイント減速し、2009年1～3月期(6.4%)以降の最低値を記録した。産業別では、第1次産業は前年同期比3.4%増の4兆2,173億元、第2次産業は同5.8%増の26兆2,953億元、第3次産業は同7.7%増の34兆5,773億元となった。第1・2・3次産業のGDPに占める割合はそれぞれ6.5%、40.4%、53.1%で、GDP成長率に対する貢献率はそれぞれ3.7%、35.5%、60.8%となった(図表1、2)。

*以下全ての図表は国家統計局、税関総署、人民銀行、商務部、財政部のデータを基に作成



【鉱工業】一定規模以上工業企業の付加価値ベース生産高は前年同期比6.4%増

2018年1～9月の一定規模以上工業企業付加価値ベース生産高は前年同期比6.4%増となり、増加率は1～6月より0.3ポイント低下した。企業体別では、国有企業は前年同期比7.0%、株式型企業は6.6%、外資企業は5.7%の増加となった。業種別でみると、採鉱業、製造業、電力、熱力、ガス及び水生産・供給業はそれぞれ1.8%、6.7%、10.3%の増加となった。9月単月の一定規模以上工業企業付加価値ベース生産高は前年同月比5.8%増加した(図表3)。

また、1～8月における一定規模以上工業企業の利益総額は4兆4,249億元と前年同期比16.2%増加した。1～8月の一定規模以上工業企業の営業利益率は6.4%となっており、前年同期比0.4ポイントと上昇した。

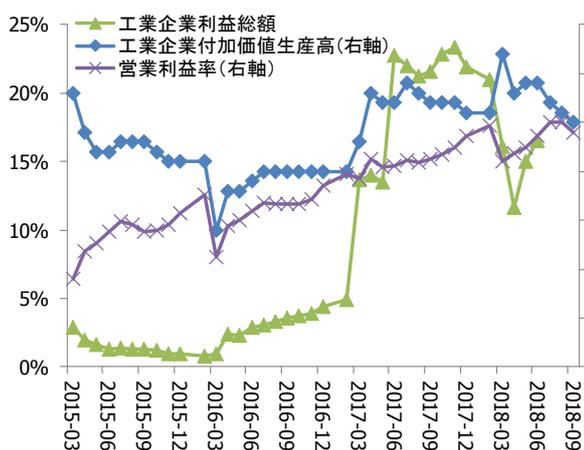
【投資】固定資産投資は5.4%増、インフラ投資が連続低下、製造業投資が回復、民間投資好調

2018年1～9月の都市部固定資産投資は前年比5.4%増の48兆3,442億元に達し、増加率は1～6月より0.6ポイント低下した。産業別では、第1次産業、第2次産業、第3次産業の投資伸び率はそれぞれ11.7%(▲2.5ポイント)、5.2%(+0.9ポイント)、5.5%(▲0.2ポイント)となっている。第2次産業のうち、製造業の投資は前年同期比8.7%増と6ヶ月連続で上昇し、2016年以降の高水準となった。第3次産業のうち、インフラ投資(電力、熱力、ガス及び水生産・供給業を除く)は3.3%増に大幅下落、不動産開発投資は9.9%増に小幅

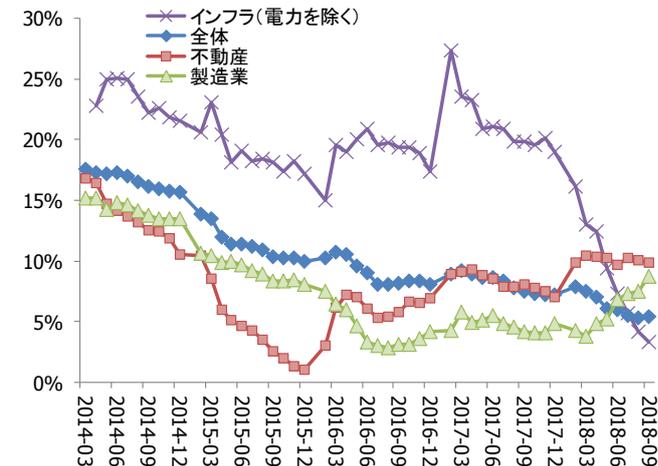
ながらも鈍化。1～9月の民間投資は前年同期比8.7%増の30兆1,664億元と全体の62.4%を占めており、伸び率は1～6月より0.3ポイント加速した(図表4)。

地域別では、東部地域は前年同期比5.8%増加し、増加率は1～8月より0.1ポイント上昇、中部地域(+9.6%)、西部地域(+2.3%)の増加率は1～8月よりそれぞれ0.4ポイント、0.1ポイント上昇したが、東北地域の固定資産投資増加率は1.7%と横ばいであった。1～9月の民間投資は前年同期比8.7%増で1～8月と横ばい、2016年以降の高水準を維持した。

【図表3】一定规模以上工業企業生産高の推移



【図表4】固定資産投資の推移



【不動産】不動産開発投資は前年同期比9.9%増

2018年1～9月の不動産開発投資は前年同期比9.9%増の8兆8,665億元で、増加率は1～8月より0.2ポイント低下した。そのうち、住宅投資は14%増の6兆2,806億元で全体の70.8%を占めた。9月単月の不動産開発投資は前年同月比8.9%増で、8月より0.4ポイント低下した。不動産企業融資圧力の拡大、旧市街住宅改造の「貨幣化」¹の引き締め、不動産販売の減少、土地オークション成約失敗の増加、不動産調整策の強化に伴い、不動産投資が縮小傾向にある。

不動産販売面積は前年同期比2.9%増の11億9,313万平方メートルで、1～8月より1.1ポイント低下し、9月単月は前年同月比▲3.6%と4月以降再びマイナスに転じた。うち、住宅販売面積は3.3%増となった。地域別にみると、1～9月、東部、中部、西部と東北地域の不動産販売面積は前年同期比それぞれ▲4.3%、10.2%、8.9%と▲3.5%で、1～8月よりいずれも低下した。

不動産販売額は前年同期比13.3%増の10兆4,132億元で、伸び率は1～8月より1.2ポイント低下。そのうち、住宅販売額は15.6%増となった。不動産在庫は5億3,191万平方メートルで、8月末より682万平方メートル減少した。旧市街住宅改造の「貨幣化」の引き締め、個人住宅ローン金利の上昇、不動産調整策の強化は、在庫解消対策の終了を示した。不動産市場の冷え込みは一二線都市から三四線都市へ拡大すると見込まれる(図表5)。

【貿易】貿易総額は前年同期比15.7%増

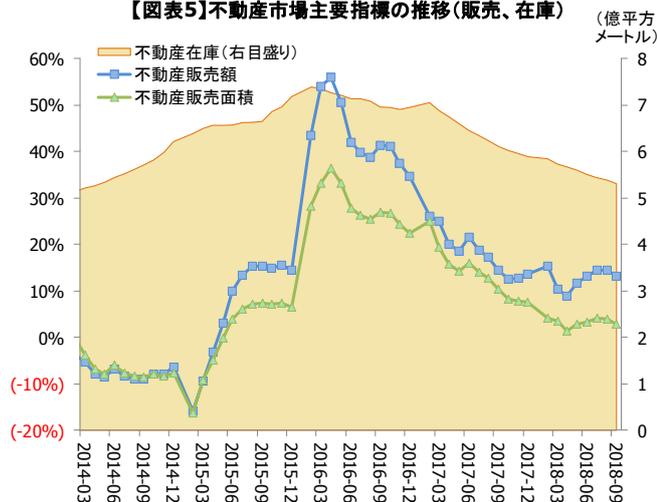
2018年1～9月の貿易総額は前年同期比15.7%増の3兆4,319億ドルとなった。このうち、輸出は12.2%増の1兆8,266億ドルで、輸入は20.0%増の1兆6,052億ドルとなり、2,213億7,570万ドルの貿易黒字を記録した。9月単月の貿易額は前年同月比14.4%増の4,216億8,380万ドルで、そのうち、輸出は14.5%増の2,267億ドル、輸入は14.3%増の1,950億ドルとなり、316億9,300万ドルの貿易黒字を出した(図表6)。

¹ 2005年から開始された旧市街住宅改造行動では、立ち退かれた人に対して新住宅或いは補償金を与える措置を取っていた。ただし、新住宅による補償措置の実施期間が長いため、旧市街住宅改造行動の進展は捗らなかった。そのため、2015年より、中央政府は補償金措置を優先させる方針を打ち出し、旧市街住宅改造の加速を図った。この補償金措置の優先を旧市街住宅改造の「貨幣化」と呼ばれる。

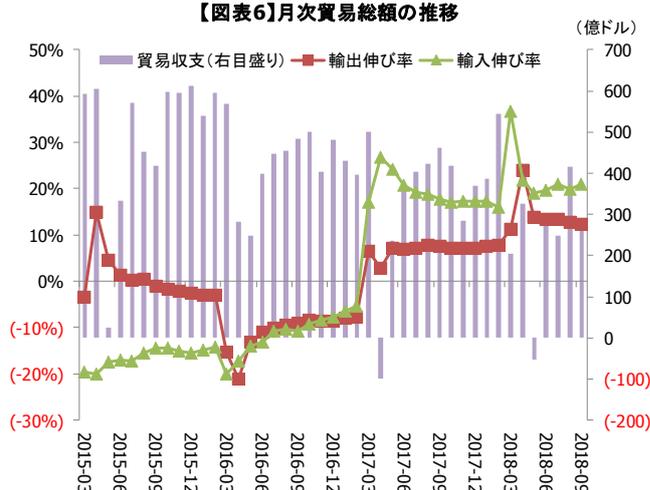
貿易構造からみると、付加価値が高い一般貿易の割合は 58.4%と前年同期より 1.9 ポイント上昇、加工貿易の割合は 27%と同 1.7 ポイント低下。輸出製品のうち、機電・高技術製品の輸出額はそれぞれ 7.8%増と 9.7%増で、輸出増額の 87.5%を占めているが、服装、玩具など労働集約型製品 7 類の割合は 19.3%にとどまった。

地域別でみると、1~9 月、中国の 3 大貿易先である EU、米国、ASEAN との貿易額はそれぞれ 12.7%、12.1%、18.6%拡大した。中日貿易について、貿易額は 10.7%増の 2,437 億 850 万ドルとなり、中でも日本への輸出は 8.5%増の 1,078 億 6,300 万ドル、日本からの輸入は 12.5%増の 1,358 億 4,550 万ドルだった。

【図表5】不動産市場主要指標の推移(販売、在庫)



【図表6】月次貿易総額の推移

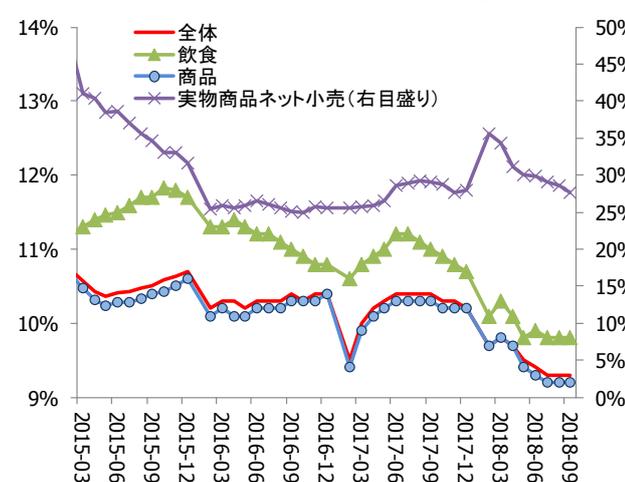


【消費】社会消費財小売総額は前年同期比 9.3%増

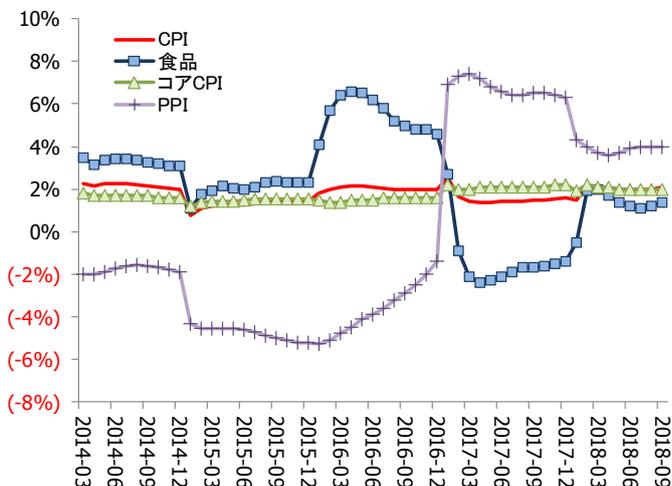
2018 年 1~9 月の社会消費財小売総額は 27 兆 4,299 億元と前年同期比 9.3%増加した。項目別では、飲食消費が 9.8%増の 2 兆 9,763 億元、商品小売消費が 9.2%増の 24 兆 4,536 億元となった。同時期のネット小売額は前年同期比 27.0%増の 6 兆 2,785 億元に達し、そのうち、実物商品のネット小売額は同 27.7%増の 4 兆 7,938 億元となり、社会消費財小売総額に占める割合は 17.5%に上昇した(図表 7)。

品目別では、自動車販売の落ち込みが大きく、全体を 0.4 ポイント押し下げた。一方、石油製品、日用品、通信機器の伸びが大きく、前年同期比それぞれ 19.2%、17.4%、16.9%増加した。家電・音響機器や建築・装飾といった不動産関連消費も同 5.7%、8.4%の増加となった。

【図表7】社会消費財小売総額の推移



【図表8】CPI、PPIの推移



【物価】CPI は前年同期比 2.1%上昇、PPI は同 4.0%上昇

2018年1～9月の消費者物価指数(CPI)は前年同期比2.1%上昇し、上昇幅は1～6月より0.1ポイント拡大した。そのうち、都市部、農村部の上昇率はそれぞれ2.1%、2.0%となった。品目別で見ると、食品・煙草・酒、衣類、住宅、生活用品・サービス、交通・通信、教育・文化・娯楽、医療保健価格はそれぞれ1.6%、1.2%、2.4%、1.6%、1.7%、2.2%、5.0%上昇した。9月単月では、CPIは前年同月比2.5%上昇し、伸び幅は8月と比べて0.2ポイント拡大した。

2018年1～9月の生産者物価指数(PPI)は前年同期比4.0%上昇したが、上昇幅は1～8月と横ばい。9月単月のPPIは3.6%上昇し、上昇幅は8月より0.5ポイント縮小した。PPIは2017年通年の高水準から小幅に低下し、安定化しつつある(図表8)。

【所得】1人当たり可処分所得は前年同期比 8.8%増

2018年1～9月の1人当たり可処分所得は2万1,035円で、前年同期比の名目上昇率は8.8%、物価要因を除いた実質上昇率は6.6%となり、GDP成長率とほぼ同水準にある。常住ベースでは、都市部住民の1人当たり可処分所得の実質上昇率は5.7%増の2万9,599円で、農村部住民の実質上昇率は6.8%増の1万6,455元となった。都市部対農村部の所得格差は2.78倍で、前年同期より0.03ポイント縮小した。1人当たり可処分所得の中位数は8.7%増の1万8,236元となった(図表9)。

【金融】マネーサプライは 8.3%増とやや改善、社会融資額が連続減少

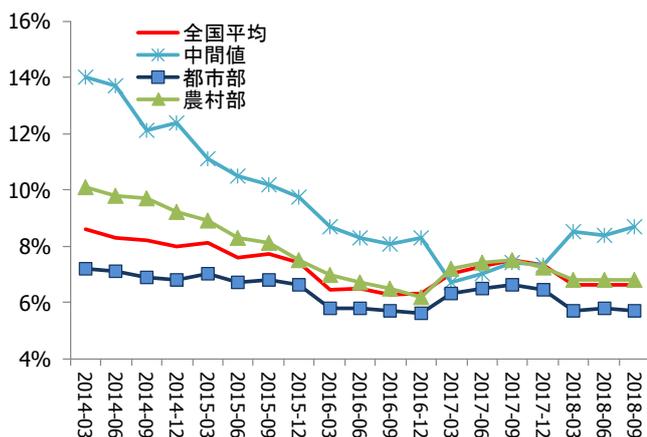
2018年9月末時点で、広義的マネーサプライ(M2)残高は180兆1,700億元で、前年同期比8.3%増加したが、増加幅は前年同期より0.7ポイント縮小した。狭義的マネーサプライ(M1)残高は53兆8,600億元で、前年同期比4.0%増加したが、増加幅は前年同期より10ポイント縮小した(図表10)。

9月末時点の貸出残高は12.8%増の138兆9,000億元となった。そのうち、人民元建て貸出残高は13.2%増の133兆2,700億元で、増加幅は前年同期より0.1ポイント拡大した。1～9月の人民元建て新規貸出額は13兆1,400億元となり、前年同期を1兆9,800億元上回った。

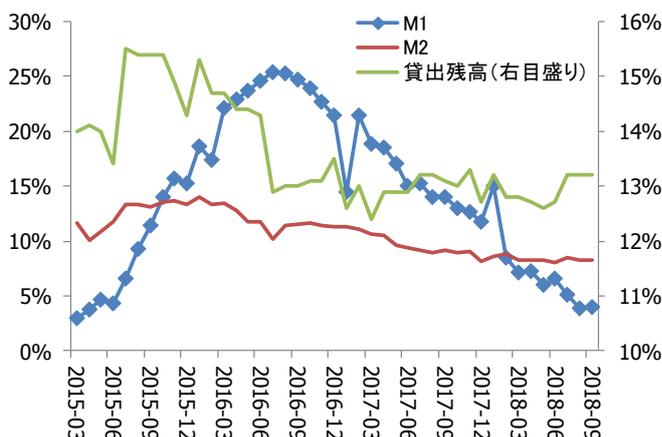
9月末時点の預金残高は8.3%増の181兆2,400億元で、うち人民元建て預金残高は8.5%増の176兆1,300億元となっている。1～9月の人民元建て新規預金は12兆100億元で、前年同期より3,257億元増加。そのうち、個人預金、非金融企業、非銀行業金融機関の新規預金はそれぞれ5兆6,400億元、6,025億元、1兆9,000億元となった。

9月末時点の社会融資総額残高は197兆3,000億元で、前年同期比10.6%増加した。1～9月における新規社会融資額は15兆3,700億元で、前年同期を2兆3,200億元下回った。その内訳をみると、企業債券、資産担保証券、地方政府専門債券による融資が増加したが、委託貸出、信託貸出、銀行引受手形が減少した。また、9月末時点の外貨準備残高は3兆900億ドルとなった。

【図表9】1人当たり可処分所得の推移



【図表10】貸出残高及びマネーサプライの推移



【FDI】対中直接投資額は前年同期比 6.4%増加

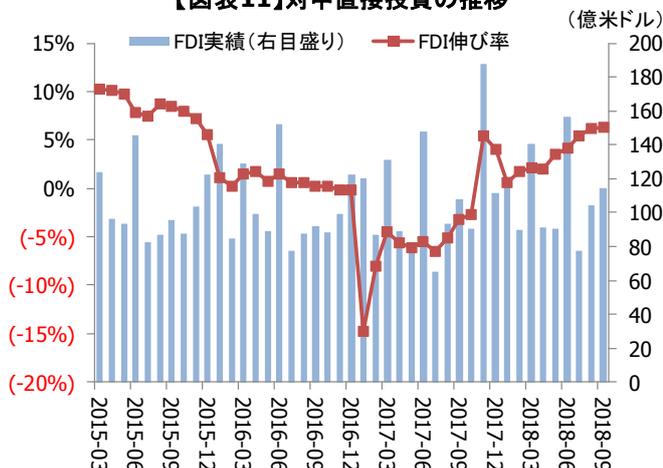
1～9月の対中直接投資実行額(FDI、金融業を除く)は前年同期比 6.4%増の 979 億 6,000 万ドルとなり、新設された外資企業数は 95.1%増の 45,922 社に上った。9月単月の対中 FDI 実行額は前年同月比 8.3%増の 114 億 6,000 万ドル、新設外資企業数は 45.7%増の 4,591 社だった(図表 11)。

産業別では、1～9月でハイテク産業への投資は前年比 6.8%増加し、全体の 22.5%を占めている。中でも、ハイテク製造業は 22.5%増の 647 億 4,000 万元と高い伸びを示した。国・地域別では、韓国(41.5%)、日本(29.5%)、イギリス(169.8%)、マカオ(73%)、フランス(18.3%)からの投資が好調だった。

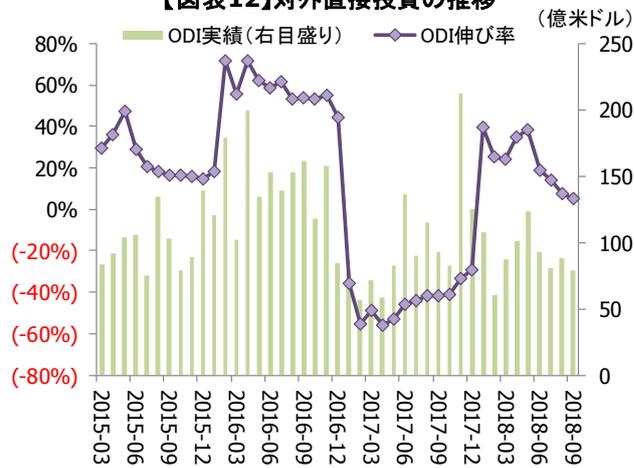
【ODI】対外直接投資は前年同期比 5.1%増加

1～9月の対外直接投資(ODI、金融業を除く)は前年同期比 5.1%増の 820 億ドルで、投資先は 155ヶ国・地域の 4,597 社に及んだ(図表 12)。そのうち、リース・商務サービス業、製造業、採掘業、卸売・小売業の全体に占める割合はそれぞれ 32.8%、16.7%、9.7%、9.2%となった。1～9月に行われた M&A 取引は 265 件で、製造業、交通運輸・倉庫・郵政業、採掘業など 17 業種に及んでおり、実行ベースの取引額は 433 億ドルとなった。地域別では、「一帯一路」沿線国への投資額は前年同期比 12.3%増の 107.8 億ドルに達した。

【図表 11】対中直接投資の推移



【図表 12】対外直接投資の推移

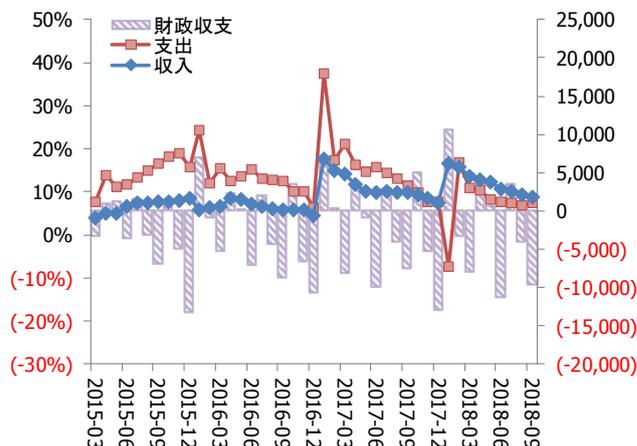


【財政】財政収入は前年同期比 8.7%増、財政支出は同 7.5%増

2018年1～9月の全国における一般公共予算収入は前年同期比 8.7%増の 14 兆 5,831 億円となった。そのうち、税収は 12.7%増の 12 兆 7,486 億円で、税収以外は 12.8%減の 1 兆 8,345 億円。減税や費用削減措置により、9月の財政収入と税収はそれぞれ 2%増、6%増に低下し、いずれも今年以来の最低水準となった。項目別で見ると、企業所得税と個人所得税はそれぞれ 12.5%、21.1%の増加で、全体の伸び率を 4 ポイント押し上げ、工商業増値税はそれぞれ 9.5%、15.8%の増加で、全体の伸び率を 3.8 ポイント押し上げ、輸入段階税収は 9.9%増で全体の伸び率を 1 ポイント押し上げた。上記税収は合計で全体の伸びを 8.8 ポイント押し上げた。

1～9月の全国における一般公共予算支出は 7.5%増の 16 兆 3,289 億円となった。このうち中央の一般予算支出は 8.8%増の 2 兆 2,959 億円、同じく地方は 7.3%増の 14 兆 330 億円となっており、年初予算額の 77.8%を占めた。財政支出のうち、債務利息(+16.8%)、科学技術(+16.7%)、社会保障・就業(+9.3%)、省エネ・環境保護(+8.8%)、向けの支出が大幅に増加した(図表 13)。

【図表 13】財政収支伸び率の推移



II. コメント

2018年第3四半期(7~9月)のGDPは前年同期比6.5%増と、伸び率は前四半期(4~6月)を0.2ポイント下回り、1~9月累計の経済成長率は6.7%で、中国政府が今年の成長率目標として設定している6.5%前後を上回っている。三大需要の寄与率をみると、最終消費、資本形成と輸出の経済成長寄与率はそれぞれ78%、31.8%と▲9.8%となり、最終消費と資本形成はそれぞれGDPを5.2ポイント、2.1ポイント押し上げ、純輸出は成長率を0.6ポイント押し下げた。

中米貿易摩擦を中心とする外部環境の動揺が広まり、中国内部は金融レバレッジ解消、不動産調整、地方政府債務整頓といった多様な課題に直面しており、2018年下半年から2019年の経済情勢は下振れ圧力が増している。統計局の毛盛勇報道官は、「全体では安定して良い方向に向かう態勢を維持した」と総括し、「外部環境の変数や中米貿易摩擦の不確実性が増える中、経済の下振れ圧力にも直面している」と懸念を示した上で、各種対策を講じて経済の安定成長を維持することを強調した。これまでの金融監督管理強化、レバレッジ解消、環境保護対策、不動産調整策などの影響を受け、企業の経営困難、個人消費の不振、市場悲観ムードの広まりが続いている。減税やインフラ投資の資金支援など刺激策が打ち出されたが、効果の顕在化まで時間を要し、今後、財政面で更なる減税、消費、輸出などの面で新たな刺激策が打ち出される可能性が高い。

【生産面】工業生産が低迷、自動車製造が低下、ハイエンド製造業の伸びが顕著

2018年1~9月の工業付加価値増加額は前年同期比6.4%増となり、増加率は上半期より0.2ポイント低下した。9月単月の増加率は5.8%と8月より0.3ポイント低下し、2016年1~2月以降の最低値を更新した。採鉱業、製造業、電力・熱力・ガス及び水生産・供給業は前年同月比それぞれ2.2%、5.7%、11.0%増で、8月より0.2ポイント、▲0.4ポイント、1.1ポイント拡大した。中米貿易摩擦の影響および新旧原動力の転換が続く中、第4四半期の工業生産は安定する中でやや鈍化し、通年では6.2%~6.4%程度になると予測される。

構造別にみると、1~9月、高技術製造業、設備製造業と戦略的新興産業の付加価値増加率はそれぞれ11.8%、8.6%と8.8%になり、工業生産全体の伸び率を5.4ポイント、2.2ポイント上回った。1~9月の新エネルギー自動車、産業用ロボット、集積回路の生産量は前年同期比それぞれ54.8%、9.3%、11.7%の増加となった。一方、9月単月の自動車生産台数は前月比6.2ポイント低下の▲10.6%となり、小型車両購入税の税率優遇の終了、住民部門の高レバレッジによる消費抑制が原因であると思われる。

【需要面】製造業投資と消費が回復、輸出は加速

➤ 投資: 製造業投資が全体を下支え、インフラ投資の減速が続く

2018年1~9月の固定資産投資は前年同期比5.4%増で、1~8月より0.1ポイント上昇し、年初以来の減速傾向に終止符を打ったが、依然として低水準にある。主要分野を見ると、インフラ投資(除く電力)は1~8月より0.9ポイント低下の3.3%に落ち込んだが、財政支出の加速、地方債発行の加速に伴い、インフラ投資が第4四半期に回復するが、上昇幅が小さいと見込まれる。

製造業投資は0.2ポイント上昇の8.7%に拡大し、6ヶ月連続の回復を維持し、投資全体を押し上げている。そのうち、高技術製造業、コンピュータ通信、専用設備製造業、金属製品は前年同期比それぞれ14.9%、18.3%、13.9%、15.5%の増加となった。一方、不動産投資は0.2ポイント低下の9.9%となり、土地購入費の伸び鈍化が主な要因であると思われる。

➤ 消費: 伸び率が低下したが、構造が最適化

2018年9月の社会消費財小売総額の名目と実質伸び率はそれぞれ9.2%と6.4%となり、前月比で名目ベースの上昇と実質ベースの低下からは、消費財価格の上昇が社会消費財小売を支えたことが分かる。1~9月の累計ベース伸び率は9.3%と前月比と横ばい。消費構造からみると、サービス消費の割合は50.2%と前年同期より0.5ポイント上昇。医療・保健支出の割合が8.9%に上昇し、エンゲル係数が28.5%に低下した。通信機器(10.7%)、化粧品(12.0%)といった消費高度化関連項目の伸びが顕著である。

住民所得の伸び鈍化、家計部門負債率の上昇などは消費の伸び鈍化につながったと思われる。また、今年

以降、車両購入税の税率優遇の終了を受け、自動車販売が減少したのも消費を押し下げた一因である。中国経済は消費主導型の成長段階を迎えており、サービス業が GDP に占める割合は 50%を超え、消費伸び率は固定資産投資の伸び率を上回り、実物消費からサービス消費へシフトしつつある。一方、税負担、高い住宅価格や医療・教育費は消費を制約しており、改革深化を通じて消費を拡大させる措置が期待される。

▶ 貿易:輸出が加速したが、貿易摩擦により減速する可能性も

1~9月の貿易黒字は前年同期比 23.8%減の 2,214 億ドルとなったが、対米貿易黒字は同 15.2%増の 2,258 億ドルと全体の 101.9%を占めており、9月の対米貿易黒字は史上最高水準の 341 億ドルに上った。中米貿易摩擦が緩和する兆しがない中、今後の貿易情勢に不確定性が高まる。

1~9月の対米貿易額は前年同期比 6.5%増の 3 兆 600 億元と全体の 13.8%を占めており、米国は依然として中国の 2 大貿易パートナーである。うち輸出は 7.4%増の 2 兆 2,700 億元、輸入は 3.8%増の 7,981 億元で、輸出の伸びが輸入を上回った。9月単月の対米貿易額は 13.1%増の 4,055 億元で、内訳は輸出が 16.6%増の 3,193 億元と高い伸びを示した一方、輸入は 1.6%増の 862 億元にとどまった。

税関総署の李報道官は、「今年以降の中国経済は全体では安定して良い方向に向かう態勢を維持し、多数の経済指標が安定しており、輸入需要の増加を促した」と総括。「中国には完全な産業チェーンと強大な製造能力があり、中国製品に対する米国市場の依存度は大きい」と指摘したうえで、「米国との貿易摩擦は中国の貿易発展にある程度の混乱と衝撃を与えたが、それによる直接と間接の影響は全体としては制御可能だ」と自信を見せた。米国との摩擦を抱える一方で、「一帯一路」沿線諸国やアフリカ、中南米との貿易が伸びていることや、口岸(貿易港)の商環境改善、輸入税率の引き下げをはじめとする貿易振興政策の成果が出ていることを背景として挙げた。

当面の国際環境の不確定要素が増すほか、中米貿易摩擦がエスカレートするなど、世界の貨物貿易情勢は挑戦に直面している。最近、主要国際組織は世界の経済成長率予測を引き下げたが、昨年 4 四半期の中国の貿易額は前四半期比 5%増となり、キャリーオーバー効果により、今年 4 四半期の貿易の伸びは減速する可能性があるとの見通しを示した。

9月24日、米国は 2,000 億米ドル相当の中国からの輸入商品に対して 10%追加関税の実施を開始し、2019年1月1日から 25%に引き上げる。貿易摩擦の貿易分野に与える影響が顕在化し始めており、9月の製造業 PMI は 50.8%と 8 月から 0.5 ポイント下落。項目別でみると、生産、新規注文、新規輸出注文、輸入と買付量指数はいずれも低下し、中でも新規輸出指数は 48%と 4 ヶ月連続の低下となり、2016 年以降の最低値を記録した。電子業界の輸出出荷量伸び率は 6 月の 5.1%から 7 月の 10.4%、8 月の 17.4%にそれぞれ急上昇したが、電子業界は工業品輸出の 50%以上を占めている。米国との貿易摩擦が激しさを増す中、企業は輸出を前倒しすることでマイナス影響を回避する狙いがあり、これは 4 四半期まで続く見込みであるが、来年の貿易情勢はさらなる挑戦に直面しており、中長期の貿易情勢について楽観視できない。

【金融面】金融調節で実体経済を支援

最近の構造的金融緩和策と監督管理はレバレッジ解消からレバレッジ安定化へシフトしつつあるものの、社会融資規模が依然として伸び悩んでおり、1~9月の社会融資規模は前年同期比 2 兆 3,200 億元減少、オフバランス化の銀行融資が大幅に減少し、M2 伸び率はなお低水準にある。

資金供給において、今年以来、人民銀行は構造的金融緩和策を実施し、中期貸出制度(MLF)受け入れ担保対象の拡大、預金準備率の引き下げ(4回)を通じて流動性供給を増強したが、M2 伸び率(8.3%)をみれば、信用創造が依然不十分である。銀行のオンバランス資金は潤沢であるが、理財商品や金融機関の資産管理業務規定の実施、景気減速によるリスク選好の低下により、資金は銀行体系内で溜まり、実体経済へ流れ込まない。一方、オフバランスでは、金融レバレッジ解消や監督強化を受け、シャドーバンキング規模が縮小しており、従来、中小企業や民営企業の主な融資手段であったオフバランス融資が縮小し続け、1~9月の委託貸出と信託貸出はそれぞれ 1 兆 5,600 億元(▲269.5%)、4,652 億元(▲126.1%)減少した。

資金需要において、貸出は社会融資の主な担い手であるが、融資構造の不均衡で各部門の融資能力が限られている。新規貸出の大半を個人向けが占めているが、企業融資は不動産調整策の強化、地方融資プラットフォームの整理整頓、国有企業のレバレッジ解消や過剰生産能力削減、中小企業向けの貸出支援不足

などにより、貸出需要が満たされず、社会融資規模の縮小が続いている。

景気減速や融資規模の縮小を背景に、今後の金融政策は基礎通貨の供給を拡大するとともに、構造的に金融監督管理を緩和することで实体经济を支援することが必要である。金融体系に留まった流動性を实体经济に流れ込ませるための施策を実施する必要があり、最近、中小企業貸出担保支援制度が実施され、企業債券発行支援制度も提起された。経済成長下振れ圧力が増す中、金融リスクの防止と経済安定成長を両立させることが困難となり、政府は難しい舵取りが課されるが、雇用確保のための経済安定成長が優先課題とならざるを得ない。

【付表】経済指標一覧

項目	単位	2016年				2017年				2018年		
		1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月
国内総生産 (GDP)	兆元	15.8526	34.0637	52.9971	74.4127	18.0683	38.1490	59.3288	82.7122	19.8783	41.8961	65.0899
累計ベース(前年比)	%	6.7	6.7	6.7	6.7	6.9	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.7
		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	9-12月	1-3月	4-6月	7-9月
四半期ベース(前年比)	%	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.7	6.5
第一次産業	兆元	0.8803	2.2097	4.0666	6.3671	0.8654	2.1987	4.1229	6.5468	0.8904	2.2087	4.2173
前年比	%	2.9	3.1	3.5	3.3	3	3.5	3.7	3.9	3.2	3.2	3.4
第二次産業	兆元	5.9570	13.4250	20.9415	29.6236	7.0005	15.2987	23.8109	33.4623	7.7451	16.9299	26.2953
前年比	%	5.8	6.1	6.1	6.1	6.4	6.4	6.3	6.1	6.3	6.1	5.8
第三次産業	兆元	9.0214	18.4290	27.9890	38.4221	10.2024	20.6516	31.3951	42.7032	11.2428	22.7576	34.5773
前年比	%	7.6	7.5	7.6	7.8	7.7	7.7	7.8	8.0	7.5	7.6	7.7
鉱工業生産 (付加価値ベース)	%	5.8	6.0	6.0	6.0	6.8	6.9	6.7	6.6	6.8	6.7	6.4
全社会固定資産投資	兆元	8.5843	25.8360	42.6906	59.6501	9.3777	28.0605	45.8478	63.1684	10.0763	29.7316	48.3442
前年比	%	10.7	9.0	8.2	8.1	9.2	8.6	7.5	7.2	7.5	6.0	5.4
社会消費財小売総額	兆元	7.8024	15.6138	23.8482	33.2316	8.5823	17.2369	26.3178	36.6262	9.0275	18.0018	27.4299
前年比	%	10.3	10.3	10.4	10.4	10	10.4	10.4	10.2	9.8	9.4	9.3
輸出入	兆元	5.2144	11.1335	17.5318	24.3344	6.1986	13.1412	20.2930	27.7921	6.7516	14.1227	22.2839
前年比	%	-5.9	-3.3	-1.9	-0.9	21.8	19.6	16.6	14.2	9.4	7.9	9.9
輸出	兆元	3.0123	6.4027	10.0585	13.8408	3.3268	7.2097	11.1630	15.3318	3.5389	7.5120	11.8585
輸出の前年比	%	-4.8	-2.1	-1.6	-2.0	14.8	15.0	12.4	10.8	7.4	4.9	6.5
輸入	兆元	2.2021	4.7307	7.4733	10.4936	2.8718	5.9315	9.1299	12.4603	3.2127	6.6107	10.4254
輸入の前年比	%	-8.2	-4.7	-2.3	0.6	31.1	25.7	22.3	18.7	11.7	11.5	14.1
貿易収支	兆元	0.8102	1.6720	2.5852	3.3473	0.1643	1.2782	2.0331	2.8716	0.3262	0.9013	1.4331
全国住民消費価格指数	前年同期 =100	102.1	102.1	102.0	102.0	101.4	101.4	101.5	101.6	102.1	102.0	102.1
工業品出荷価格指数		95.2	95.2	97.1	98.6	107.4	106.6	106.5	106.3	103.7	103.9	104.0
都市1人当たり可処分所得	元	9,255	16,957	25,337	33,616	9,986	18,322	27,430	36,396	10,781	19,770	29,599
前年同期比(実質ベース)	%	5.8	5.8	5.7	5.6	6.3	6.5	6.6	6.5	5.7	5.8	5.7
農村1人当たり純収入	元	3,578	6,050	8,998	12,363	3,880	6,562	9,778	13,432	4,226	7,142	10,645
前年同期比(実質ベース)	%	7.0	6.7	6.5	6.2	7.2	7.4	7.5	7.3	6.8	6.8	6.8
M2 (M1+準通貨)	兆元	144.62	149.05	151.64	155.01	159.96	163.13	165.57	167.68	173.99	177.02	180.17
前年同期比	%	13.4	11.8	11.5	11.3	10.1	9.1	9.0	8.1	8.2	8.0	8.3
人民元預金残高増加額 (年初より)	兆元	5.41	10.53	12.81	14.88	5.06	9.07	11.68	13.51	5.06	9.00	12.01
前年同期比	兆元	1.2600	-0.5660	-0.1889	0.0924	-1.3247	-1.4600	-1.1300	-0.8940	-0.9411	-0.0700	0.3257
人民元貸出残高増加額 (年初より)	兆元	4.61	7.53	10.16	12.65	4.22	7.97	11.16	13.53	4.86	9.03	13.14
前年同期比	兆元	0.9301	0.7671	0.2558	0.9257	-0.3900	0.4400	1.0000	0.8800	0.6400	1.0600	1.9800

注: 2016年以降の貿易統計およびFDIは人民元建て

出所: 国家統計局、人民銀行、税関総署、商務部などの統計をもとに当行中国調査室作成

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報 / 中智上海

社会保険料納付の合意に関する Q&A～

社会保険料の未納を理由に、労働違約を解除して経済補償金を請求されるケースがあります。会社側に悪意が無い場合であっても、会社に対し必ず経済補償金の支払い義務があるのでしょうか。

I. 従業員が社会保険料を自分で納付することに同意していたとしても、社会保険料の未納を理由に経済補償金を支払わなければならないのでしょうか？

『労働契約法』第三十八条及び第四十六条第一項には、労働者のために法律に基づいて社会保険料を納付しない場合、労働者は労働契約を解除することができ、使用者に対して経済補償金を請求できると、規定しています。

しかし、実際の実務においては、上記の法律規定を適用するには個別のケースにおいて具体的に分析することが必要になります。客観的に法律に規定する状況に合致しさえすれば必ず使用者が経済補償金を支払わなければならない訳ではありません。

原則として、法律に基づいて労働者の社会保険料を納付することは、使用者の基本的な義務にあたりますが、法律は信義誠実の原則に反する行為を規制しています。つまり使用者に誠実でない状況があり、労働者のために社会保険料を納付することを拒否したような場合を規制の対象としています。

しかし注意が必要なのは、行政レベルにおいては未払いの社会保険料の納付に関して、労使間の合意や約定は法的効力を有しないということです。この場合、使用者と従業員は協議の上、行政管理部門に対して所定の期限内に社会保険料を納付しなければなりません。

なお、労働法は地域性の強い法律です。労働者が書面により自ら社会保険料を納付することに承諾したり、放棄したりした場合でも、労働者が社会保険料の未納を理由として労働契約を解除し、かつ使用者に対する経済補償金の支払い請求が認められるかどうかは、当該地域の司法機関により判断されることになります。

❖ 中国政策速達

杭州《「浙江省労災保険条例」実施の徹底に関する問題の通知》

2018年8月28日、杭州市人力資源社会保障局は《「浙江省労災保険条例」実施の徹底に関する問題の通知》を公布した。通知では四つの問題を規定した。

- 一、同時に2以上の使用者と労働関係を結んでいる従業員が通勤途中に交通事故に遭った場合の労災保険責任の問題。
- 二、建築施工企業がプロジェクトごとに社会保険に加入する者の労災待遇計算基数の問題。
- 三、『省条例』第十八条第二項(一)の事由に該当する労災認定申請受理の問題。
- 四、既に法定定年退職年齢を超えた従業員の労災保険加入の試行に関する問題。

国家《国務院常務会議の精神を徹底実施し安定的な社会保険徴収業務の実施に関する緊急通知》

2018年9月21日、人力資源社会保障部事務局は《国務院常務会議の精神を徹底実施し安定的な社会保険徴収業務の実施に関する緊急通知》を公布した。通知の主な内容は下記のとおり。

- 一、社会保険料の安定徴収の重要性を十分に認識する。

- 二、現行の各種社会保険料徴収政策を厳格に執行する。
- 三、企業に対して過去の未納分を徴収することを厳格に禁じる。
- 四、積極的に徴収体制改革に関する準備作業を行う。
- 五、検査監督を強化し、党中央と国务院の要求が確実に実施される事を確保する。

広東《企業従業員基本養老保険の保険料徴収政策の更なる規範化に関する通知》

2018年9月14日、広東省人力資源社会保障庁等4部門が、《企業従業員基本養老保険の保険料徴収政策の更なる規範化に関する通知》を公布した。通知の主な内容は下記のとおり。

- 一、各地域は、国家の規定に反して一括徴収の方法で、法定定年退職年齢を超えている等条件に合致しない者を基本養老保険の加入範囲に含めてはならない。
- 二、使用単位が国家と省の規定に基づき従業員の為に養老保険料を補充で納付する場合、『社会保険法』等の規定に基づき滞納金を納付しなければならない。
- 三、省を跨いで従業員が移動し養老保険関係も移転する際、国家の規定に合致し、一括で3年以上の養老保険料を納付している場合、人民法院、会計検査部門、労働保障監察を実施する行政部門又は労働紛争仲裁委員会が発行した一括納付期間に労働関係が存在することを証明する法律効力を有する関連文書を提出しなければならない。

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海经济技术合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

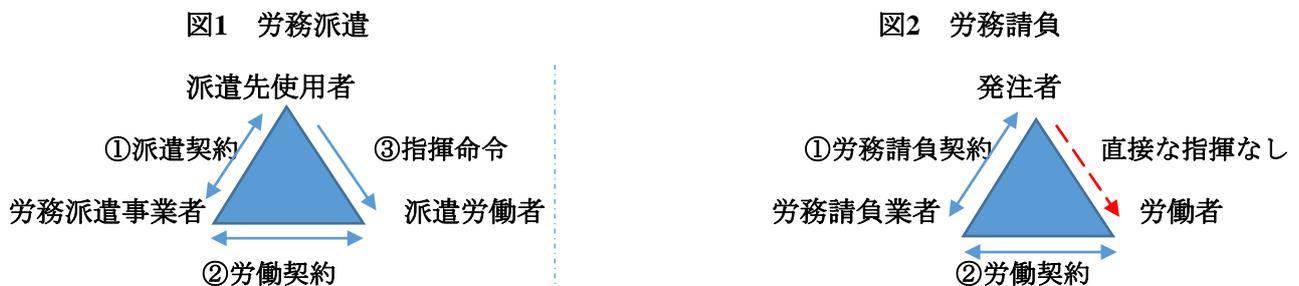
グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に126社の支社機構を有し、76の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員への人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日本企業倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

「偽装労務請負」に関する法的問題の分析

中国政府は、派遣労働者の保護を目的として、2012年に「労務契約法改正版」、2014年に「労務派遣暫定規定」を相次いで公布した。これらの法令により、派遣先企業は、臨時性、補助性、又は代替性(以下、「労務派遣の三原則」という)を有するポストにしか労務派遣を使用できなくなり、また派遣労働者の総数も全従業員数の10%を超えてはならないとされた。「労務派遣暫定規定」の実施が徹底されるにつれ、労務派遣の三原則を満たさない場合は派遣労働者を雇用できなくなった。この規制を回避するために、実務において労務請負(中国語:「労務外包」)を利用して派遣労働者を雇用する方向に切り替えた企業が少なくないが、当該行為は「労務請負を装った労務派遣」(以下、「偽装労務請負」という)であるため、様々なリスクを内包している。本稿では、労務請負と労務派遣の区別、偽装労務請負の判定基準及び法的リスクについて紹介する。

I. 労務請負と労務派遣の区別



上記図1と図2から、労務派遣では、派遣先使用者が派遣労働者に対して直接指揮監督権を行使することができるのに対し、労務請負の場合は、会社と会社間の業務委託契約関係となるため、発注者は労務派遣業者の労働者に対して指揮監督権を直接行使しないことが分かる。

II. 「偽装労務請負」の判断基準

「偽装労務請負」の判断基準について、国家レベルの明確な規定は公布されていないが、上海市、江蘇省などの地区に関連規定がある。実務においては通常、1. 労働者に対する管理、指揮監督権、2. 労務請負費用の計算方式、労働者報酬の支給主体などの要素から判断する。

1. 労働者に対する管理、指揮監督権

前述の通り、労務請負は、発注者が労務請負業者の労働者に対して直接指揮監督権を行使しないことが特徴であるが、実務において、発注者が労務請負業者の労働者に対して、業務上必要な指示、命令を行う等の直接指揮監督権を行使する行為が許容される場合がある。

「上海市人力資源・社会保障局、上海市高級人民法院による労務派遣における法律の適用をめぐる若干の問題に関する会議紀要」第11条によると、労務派遣と労務請負を区別するにあたっては、会社の規程・制度を適用しているか否か、派遣先使用者(発注者)がどの程度の指揮管理権を行使しているかなどの要素に基づいて総合的に判断するとされている。また、発注者が消防、生産の安全性、製品やサービスの品質、職場の秩序などの面における管理の必要性から、労務請負業者の労働者に対して一部の指揮管理権を行使した場合、労働仲裁委員会・裁判所は事件の事実に基づいて慎重に処理すべきであり、安易に労務派遣関係として認定すべきではないとの意見が出されている。

なお、弊職らの経験に基づくと、労務請負契約において、発注者が業務上必要とされる範囲において行った

労務請負業者の労働者に対する直接の指示、指導は特に問題視される可能性は低いが、発注者の人事関連の規程・制度を労務請負業者の労働者に適用したり、発注者が労務請負業者の労働者の採用、考課、勤怠管理などの権利を有する旨の条項を労務請負契約に盛り込んだりした場合、または実質的に当該状況が存在している場合には、偽装労務請負と認定されるリスクが極めて高いと考える。

2. 労働者報酬の支給主体と請負費用の支払方式

労務請負においては、発注者と労務請負事業者の間の法律関係が請負契約であることから、訴訟となった場合に裁判所から、労務請負費用の計算を労働者の頭数ではなく、請負業務の成果物の品質や所要時間に応じて行うべきであると判断される傾向にある。発注者が労務請負事業者の労働者に対して直接労働報酬を支給した場合(発注者自らの名義か、発注者が労務請負業者の報酬支給業務を代行するという形式かを問わない)、または労務派遣と同様に労働者の頭数に応じてサービス費用や管理費用を支払った場合、偽装労務請負と認定されるリスクが非常に高いと考える。

II. 「偽装労務請負」に関するリスク

実務上、労務請負事業者が請負労働者と労働契約を締結していない場合、発注者と労働者の間に事実上の労働関係が存在することを理由として、発注者の正社員と認定される恐れがある。また、「労務派遣暫定規定」によると、労務請負事業者が請負労働者と労働契約を締結している場合でも、「偽装労務請負」と認定された場合には「労務派遣暫定規定」の規定が適用されるとされている。つまり、発注者は労務請負の労働者を派遣労働者として取り扱わなければならないが、①労務派遣業者、使用者が「労務派遣の三原則」、人数制限、及び資格証書等に関する規定に違反した場合、労働行政部門は期間を定めて是正を命じ、②定められた期間内に是正しない場合、労働者1名につき5千円以上1万元以下の罰金を科す。また、③派遣労働者が損害を被ったと認定された場合(例えば、同一労働同一賃金の原則に基づき労働者から報酬の差額を補足で支給するよう要求された場合など)、労務派遣事業者と使用者は連帯責任を負うといったリスクが生じる。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません)

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所に移籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018 年 10 月)

■ ニュースフォーカス No.14 2018

香港 2018 年施政方針を発表

http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/849_ext_02_0.pdf

業務開発室

■ MUFG BK 中国月報 第 153 号 (2018 年 11 月)

<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jnvap11a74Hbe8c9f7eIid0jnvar87j77>

国際業務部

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/10/17

<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jnfij76utqHf69f0d7aIid0jnfiktr3p6>

国際業務部

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/10/24

<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jnpjju21psmH0b0728ffIid0jnpjvopclf>

国際業務部

国際業務部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214